

議会受付番号	鎌議第 1429 号
質問者	上島寛弘議員
答弁する者	市長 (経営企画部秘書広報課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

副市長人事に係る市長の方針

2 質問の要旨

- 1 副市長人事については瀧澤副市長の任期は平成28年までだが、まだ後任を考えていないとのことであるが、瀧澤副市長を任期後も続投するかどうかについても白紙状態であるということか。
- 2 瀧澤副市長を副市長として選任した理由は何か。
- 3 瀧澤副市長選任にあたり、与えた任務は何か。
- 4 松尾市長は市長与党会派の代表者は前回反対をしたがこれについてどう受け止めているのか。前期の高橋議員・長嶋議員・安川議員の会派は市長与党会派か。鎌倉夢プロジェクトの会は公にも認める与党会派であり、その代表の意志は参考にするのか。
- 5 小林副市長を副市長として選任した理由は何か。
- 6 小林副市長選任にあたり、与えた任務は何か。
- 7 小林副市長は国土交通省ご出身であるが任期は全うする予定か。
鎌倉市として現在、任期全うに係る件について把握していることがあれば明らかにせよ。
- 8 特別職たる副市長人事に民間企業の人材を登用する政策的効果はあると考えるか。
- 9 瀧澤副市長の任期は平成28年と迫っているが与えた任務についての達成度はどのようなとらえているのか。
- 10 瀧澤副市長が市長に対してコミットメントした今年度の目標は何か。

3 答弁

- 1 鎌議第1323号の質問4に対し答弁したとおり、後任人事については考えておりません。
- 2 これまでの市役所での業務実績・経験などから、副市長として最も適任であると判断したためです。

- 3 「鎌倉市副市長事務分担規則」で定める事務について、市長を補佐すること、市長の命を受け政策及び企画をつかさどること、補助機関である職員が担任する事務を監督すること、市長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、市長の職務を代理することをその職務としています。
- 4 鎌議第 1351 号に対し答弁したとおり、「与党会派」についての判断基準はなく、議案の提案に当たっては、すべての議員に対し理解を求めていくこととしています。
- 5 国土交通省等での業務実績、これまでの経験からの広い見識など、副市長として最も適任であると判断したためです。
- 6 「鎌倉市副市長事務分担規則」で定める事務について、市長を補佐すること、市長の命を受け政策及び企画をつかさどること、補助機関である職員が担任する事務を監督すること、市長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、市長の職務を代理することをその職務としています。
- 7 小林副市長の任期は平成 30 年 4 月 1 日までの任期です。
ご質問の件について、市として把握していることはありません。
- 8 副市長人事に限らず、外部からの人材登用が行われることは、組織の活性化につながるものと考えています。
- 9 答弁 2 でお答えした職務において、現時点で十分にその任を果たしていると考えております。
- 10 副市長の職務は任期全体で捉えるものであり、単年度での目標の設定は行っておりません。